

法人 春日部

第 74 号

(平成 9 年 4 月号)



社団法人 春日部法人会

春日部市大字樋堀 369-4 春日部商工会館内
TEL 048(761)3551 FAX 048(752)8244



湖面にゆったりと朝もやが立ちこめる黒浜沼

写真提供/蓮田市広報課

【わ が 町】

蓮田市 貴重な自然の残る黒浜沼

大昔の東京湾の入江が、元荒川の運んだ土砂でせき止められてできた黒浜沼。今日では大きな北側の上沼うれみまと南の下沼したみまに分かれ、合わせて約 4.5ヘクタールの広さがあります。水面にあたる陽の色によって趣を変え、四季折々の風情を楽しませてくれます。さまざまな動植物が生息し、鳥類だけでも約 120種が確認されるほどです。この貴重な自然を守るため、県の自然環境保全地域に指定されています。双眼鏡を片手に、この都市に残された貴重な自然にあなたも触れてみませんか。

蓮田市広報課

全国 132万社の仲間がみんなのために活動しています。



税 務 署 だ よ り

改正消費税法が施行されました

主な改正内容は次のとおりです。

- 消費税率の引上げ
 - 平成9年4月1日以後、消費税と地方消費税を合わせた税率が5%となっています。
- 仕入税額控除制度の改正
 - 課税仕入れに係る仕入控除税額の計算は、課税仕入れに係る支払対価の額（税込金額）に105分の4（従来は103分の3）を乗じた金額とすることとされました。
 - 仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として課税仕入れ等の内容を記載した帳簿と、相手方から受領した請求書等の両方を保存することが必要になりました。
 - 平成9年4月1日以後に行う課税仕入れから適用されています。
- 簡易課税制度の改正
 - 簡易課税制度の適用対象となる基準期間における課税売上高の上限が2億円（従来は4億円）になりました。
 - 簡易課税制度の事業区分として新たに第5種事業が設けられ、そのみなし仕入率が50%とされました。第5種事業には、不動産業、運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）が該当します。
 - 適用は平成9年4月1日以後開始する課税期間からです。
- 中間申告、確定申告関係の改正
 - 平成9年4月1日以後に終了する課税期間に係る申告書（仮決算による中間申告書を含む）には、課税期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等に関する明細書を添付することになりました。
 - 平成9年4月1日以後開始する課税期間から中間申告については、直前の課税期間の確定税額が400万円超（従来は500万円）の場合は年3回、48万円超（従来は60万円）の場合は年1回の申告、納付が必要となりました。
 - その他の改正内容等は、「法人春日部」平成7年4月号及び平成8年6月号をご覧ください。

3月決算法人の消費税の確定申告と納税は6月2日(月)まで

確定申告と納税は正しくお早めに

3月末決算法人のうち消費税の課税事業者に該当する法人は、平成9年6月2日(月)が消費税の申告と納税の期限です。必ず期限内に申告書を提出されるとともに、納税を済ませてください。

課税事業者に該当する法人とは？

消費税の確定申告が必要な法人は、次に該当する法人（課税事業者）です。

- ① 基準期間（前々事業年度）の課税売上高が3,000万円を超える法人

基準期間

平成9年3月末決算法人の場合は、平成6年4月1日～7年3月31日

- ② 基準期間の課税売上高が3,000万円以下の法人で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している法人

正しい申告で期限内に納税を

確定申告をしなければならない法人が申告しなかったり、誤った申告をしますと、不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%又は10%の

加算税が賦課され、更に年利14.6%の延滞税も納めなければならないこととなります。正しい申告と納税を必ず期限内に済ませてください。

中間分の納税もお忘れなく

6月2日(月)は、消費税中間分の納期限でもあります。

該当する法人は、次の表に掲げる法人です。

	決 算 期	内 容
中 間 分 の 該 当 法 人	(年3回の該当法人)	
	平成8年6月末	中間3回目分
	平成8年9月末	中間2回目分
	平成8年12月末	中間1回目分
(年1回の該当法人)		
平成8年9月末	中 間 分	



確定申告が間違っていたときは

確定申告をした後で、計算違いなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告を忘れていた方はいませんか。

《納める税額を多く申告していたとき》

確定申告書を提出した後で、納付税額を多く申告していたり、還付税額を少なく申告していたときは、「更正の請求」をすることができます。

更正の請求ができる期間は、申告期限から1年以内ですから、平成8年分の申告所得税は平成10年3月17日(火)まで、平成8年分の個人の方の消費税の申告については、平成10年3月31日(火)までとなります。

《納める税額を少なく申告していたとき》

確定申告書を提出した後で、納付税額を少なく申告していたり、還付税額を多く申告していたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、税務署の調査を受けたあとで修正申告したり、更正を受けたりすると加算税がかかりますので、修正申告する必要があると気付いたときはなるべく早く申告されるようお勧めします。

また、修正申告によって新たに納めることとなった本税額は、修正申告書を提出する日に納めてください。この納める本税額には、納期限の翌日(例えば平成8年分の所得税の場合は平成9年3月18日)から納付する日までの期間について延滞税がかかる場合がありますので、本税と併せて納めてください。

なお、税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をしたときには、加算税はかかりません。しかし、延滞税はかかる場合があります。

《確定申告を忘れていたとき》

確定申告をしなければならないのに、申告書の提出を忘れていたときには、すぐに申告してください。

申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といい、税務署から決定を受けるまではいつでも申告できます。税務調査を受けた後に期限後申告をしたり、決定を受けたりすると、本来の税額のほかに納付すべき税額の15%の無申告加算税がかかりますので、なるべく早く申告されるようお勧めします。また、この場合の税額は、申告書を提出する日に納めてください。

なお、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をしたときには、加算税は5%に軽減されます。

また、修正申告の場合と同様延滞税がかかる場合がありますが、本税と併せて納めていただくこととなります。

※ 更正の請求、修正申告、期限後申告をするための用紙は、個人課税第1部門にあります。

国税専門官募集

—大学卒業程度—

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門的知識を駆使し、国税に関する調査や指導などの事務を行う国税専門官の採用試験を次のとおり実施します。

採用されると、税務大学校で約3か月間、税法・簿記などの基礎研修を受け、その後税務署において3年6か月程度の実務経験等を経て、国税調査官・国税徴収官などに任用されます。

また、専門的知識・技能等を習得するため、7か月間の専科研修も予定されています。

《受験資格》

昭和45年4月2日～

昭和51年4月1日生まれの方

《試験の程度》

大学卒業程度

《申込受付期間と申込先》

5月6日(火)～5月13日(火)までに、第1次試験地を所轄する国税局(沖縄国税事務所)へ

《試験日と試験科目》

- ◎ 第1次試験
 - ◇ 6月21日(土)及び22日(日)
 - ◇ 教養及び専門(多肢選択式)専門(記述式)
- ◎ 第2次試験
 - ◇ 8月25日(月)及び26日(火)
 - (第1次試験合格通知書で指定する日)
 - ◇ 人物試験及び身体検査

《合格発表》

- ◎ 第1次試験
 - ◇ 8月1日(金)
- ◎ 最終合格
 - ◇ 9月10日(水)
- 《申込書の請求先・問い合わせ先》
 - ◎ 春日部税務署 総務課
 - (〒344 春日部市大字大沼2-12-1)
 - ☎048-733-2111
 - ◎ 関東信越国税局 人事第2課
 - (〒102 東京都千代田区九段南1-1-15)
 - ☎03-3221-3911
 - ◎ 人事院関東事務局
 - (〒102 東京都千代田区大手町1-3-3)
 - ☎03-3214-1621

「法人会新春の集い」開催!!

平成9年2月4日

於/春日部市民文化会館

第一部 新春講演会

日本経済の展望と課題 宮智宗七氏



〔プロフィール〕

1955年早稲田大学第一政経学部経済学科卒業後、日本経済新聞社に入社。ロンドン特派員、経済解説部長、産業第2部長等を経て、北アメリカ総局長、北アメリカ駐在編集委員。83年同社論説委員。84年同社論説副主幹。89年日本経済新聞社を退社後、㈱テレビ東京取締役解説委員長等を歴任。

著作「アメリカ経済白書」(共著・日本評論社)

「ポスト構造協議」(共著・東洋経済新報社)等。

『法人税引下げが急務』

今年の経済状況の動向について、景気を支える個人消費は消費税引上げもあり鈍ることになりそうだ。景気刺激策として、「政府の法人税減税が最大の焦点」と語った。

冷戦後の東南アジアの国々の台頭と日本経済の低迷、価格破壊が進んでいる現状で、企業ではコスト削減に必死で努力している。この状況で政府自民党が景気対策をどうとるかが注目すべき点である。公共事業による対策でなく、企業全体が対象となる法人税の減税規模が今後の景気に決定的な影響を与える。又時期については「景気対策は風邪薬と同じ」で、軽いうちには効くが、重症になってからでは効かない。日本はヨーロッパ諸国に比し鈍感であるとされた。

企業経営では、日本の品質管理の素晴らしさやコスト削減などのポイントに触れ、横並び経営が通用しない、定番がなくなる、物価上昇を期待する経営方針は危険、規制緩和を先取りする経営をすべきであると述べられた。

又、宮智氏は最後に法人会が社会貢献活動を展開することについて、大変意義深いことであり、この様な取組みをされる法人会に敬意を表すと述べられ講演を締め括った。

第二部 新春賀詞交歓会

昨年装いを新たにした「法人会新春の集い」を今回も盛大に開催した。

当法人会では地域社会貢献運動を展開中であるが、その一環として講演会を会員以外の一般の人々に公開して行なわれたもので、多数参加し、今年の経済情勢などに真剣に耳を傾けていた。

当法人会では地域社会貢献運動のテーマとして、「花と緑いっぱい運動」と決定したが、当日は講演に先立ち、青年部会員が刷り上がりのポスターを披露したほか、「花と緑いっぱい運動」啓発のチラシを配布した。

第二部の賀詞交歓会では、斉藤会長は、昨年展開した会員増強運動に対して、ご協力頂いた金融機関、団体、役職員へお礼を述べられ、又、見直しの一環として、昨年までこの席で行なわれていた会員増強表彰については、5月の総会の時に一本化した旨を述べられた。続いてご来賓の方々よりご祝辞を頂いた後、青年部会より、地域社会貢献運動の概要と、新たに作成したポスターが披露され、今後の同運動を法人会全員で力強く推進する旨表明された。

(地域社会貢献運動概要については、法人春日部第73号(平成9年2月号)8頁をご参照下さい。)





執行部席



御来賓席



齊藤会長



春日部税務署 草間署長



春日部商工会議所 鹿間会頭



春日部市 宮野助役



懇親会場



青年部会による地域社会貢献運動発表
「花と緑いっぱい運動」

ゴルフ・エントリーサービス

既設コースの売買はいたしません。



お気軽にお電話下さい (予約料無料)

☎&FAX 048(758)2363

お電話にて、首都圏当社特約ゴルフ場の予約を代行します。
プライベートの1組から大型コンペまで、ご相談に応じます。
法人会々員の方には、各ゴルフ場毎に特別料金を斡旋します。
新規会員募集コースの視察プレー(特別料金)の予約受付け。
ご入会希望者には、当社にて契約いたします。

〒339 埼玉県岩槻市岩槻3876-2

有限会社 クリハラ

信頼の24時間セキュリティ

ご注文、ご用件は FAXで24時間受付



(株)海健プロパン

フリーダイヤル TEL 0120-32-2379

FAX 0120-70-8098

「花と緑いっぱい運動」打ち上げ

“青年の集い 春日部大会”

春日部地区会大会委員長 山崎 薫

今年5周年となる「青年の集い 春日部大会」が平成9年2月18日午後1時30分より春日部エミナスに於いて開催されました。

第一部“新春研修会”では、(株)ヨシダ代表取締役・吉田法夫氏を講師にお迎えして、「Y G 性格検査と評価」サブタイトルとして“あなたの望み叶えます”と題して“Y G 性格検査の実施と評価”が行なわれました。Y G 性格検査には80～90人の参加があり結果の評価を気にしながら、性格特性の講演を全員が真剣に聞き入っていました。

第二部の“青年の集い”は春日部税務署より草間署長、和田副署長、神代統括国税調査官、木下

上席国税調査官の各氏をお迎えし、大同生命の皆様、親会から田中副会長、開催地区代表・村田睦幸氏、岩谷女性部会長をはじめ、各地区女性部会長、青年部会員の皆様約120名が参加されました。その中で佐藤副部長兼社会貢献特別委員長が、「自然と人間との調和を考え、環境についてひとりでも多くの人が関心を持ってもらう事を主旨として『花と緑いっぱい運動』を社会貢献事業として全会員の総意で推進する」と発表しました。最後に次期開催地白岡が発表され、来年の再会を約束して閉会しました。



佐藤副部長
社会貢献特別委員長



多ヶ谷青年部会長あいさつ



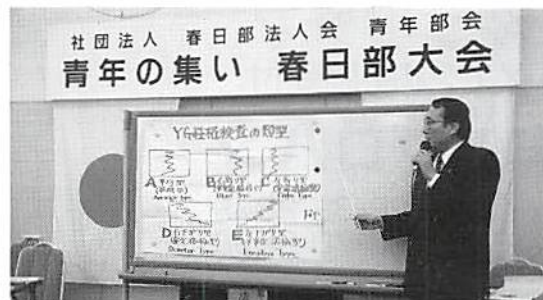
山崎大会委員長



ご来賓の皆様



「花と緑いっぱい運動」発表 社会貢献特別委員会メンバー



講師 吉田法夫氏



「ポスター決定」

地区会

幸手地区会

「新春研修会並びに賀詞交歓会」

事務局 折原好伸

幸手地区会では、2月7日(木)午後5時より市内ホテルにおいて新春研修会並びに賀詞交歓会を開催しました。

研修会では、幸手市民生部長の大久保様より「高齢者福祉について」をテーマに、高齢者福祉の現状と課題や介護保険制度の概要についてお話しを頂くと共に、春日部税務署第2統括官浅川様から「消費税の改正点」についてご説明を頂きました。

研修後、会員及び来賓合わせて60名による賀詞交歓会が行われ、和やかなうちに交流がつつげられました。



前田地区会長あいさつ

幸手地区会女性部会新年会開催

石塚喜美子

2月26日午後6時、市内ホテルにて幸手地区会長前田様、幸手商工会長奈良様をお迎えし、会員22名の参加を得て、女性部会新年会が開催されました。

厳しい社会環境の中で女性の力を充分発揮してがんばって欲しいとのご来賓のごあいさつを頂き、私達も女性ならではの感性とセンスを持って心新たにがんばって、この時期を乗り切りたいと思いました。

懇親会では、ジャンケンゲームで今年の運だめしをしたり、今世界中で流行のマカレナのリズム



奈良幸手市 秋谷幸手地区 前田幸手地区
商工会長 女性部会長 会長

だ よ り

に合わせてとんだりはおたり回ったり、楽しい時間を過ごすことが出来ました。

参加者皆様のご協力に感謝しつつ、和やかなうちに8時過ぎ閉会となりました。

鷲宮地区会女性部会新春講演会 “贈与税及び相続税について”

講師・税理士 池田和美先生

平成9年1月21日、商工会館婦人部研修室に於いて出席者・部員10名、来賓2名、事務局2名の参加のもと“贈与税及び相続税について”の講習会が開催されました。

女性部会主催の講演会は始めてでしたが、身近な例等を折りまぜて話していただき大好評でした。これからも税金シリーズを続けたいとの話も出ました。



高橋鷲宮地区部会長あいさつ

白岡地区会

青年部会・女性部会 合同講演会開催

白岡地区会女性部会長 黒須佐智子



白岡地区会青年部会・女性部会、合同講演会を平成9年1月22日(水)、5時から更科にて32名の参加のもと開催しました。

田口均白岡地区会青年部会副部会長の司会で進行され、井上堅一白岡地区会青年部会長及び私のあいさつの後、講演になりました。

- ・テーマ 「税金あれこれ」新消費税の税務と経費の対応Q&A
- ・講師 春日部税務署法人課税第一統括官 神代隆一様

初めに神代様の税務署に入られた頃の活動を楽しく話されました。新消費税のお話は、関心もあり質疑応答がたくさんあり熱のこもった有意義な講演になりました。続いて新年会を行ない、会員の親睦を深め、充実した合同講習会となりました。

地区アラカルト

久喜地区会・会報発刊

“エコノミー”で会員相互の親睦を!

久喜地区会・広報委員長 富田英雄

当地区会は、お蔭様で本年度設立45年目の輝かしい一つの節目の年を迎えることが出来ました。加入会員数も7百数十社となり、組織率もまづまづの所まで参りました。これは狩野前会長様はじめ、現齊藤会長様や過去現在に至る各役員、そして会員皆様や関係各機関の暖かいご協力、ご支援の賜物と感謝しております。

去る1月15日、当地区会で発行致しております会報“エコノミー”(Economy)第10号が発刊されました。毎年2回、当地区会広報委員会より発行しております。この目的は「この会報を通じ、各会員相互の益々の親睦を図りつつ、会員相互の情報交換の場づくりに、そして組織の活性化を促進して参ろう」と云うのが主旨です。

この会報“エコノミー”を今後、末永くスムーズに発行して参りますには、まず第一に如何に予定数の原稿が、予定される月日までに、私共の手元に投稿して頂けるかと云うことです。

去る2月19日、久喜地区会役員会が開催されました。ほぼ全員に近い役員の方の参加を頂き、齊藤会長様の挨拶にはじまり、組織・厚生・研修・広報の各役員、女性部会・青年部会部長からの今までの部会活動報告と今後の活動予定の発表後、春日部税務署法人課税第一統括官神代様の講話を頂きました。この様な年4～5回開催されます役員会や年1度の総会等会員の集いには、この会報発行のための原稿用紙(縦書き・横書き)を必ず全員の方に配布申し上げ、投稿依頼に努めており



9.2.19 久喜地区会役員会 齊藤会長あいさつ

ます。当地区会広報委員一同、これからも魅力ある地区会づくりに、お互い創意工夫し、地域社会活性化のためにも努力貢献して参る所存でございます。今後共、より一層のご指導ご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

—想うがま—

白岡地区会

菱星非鉄センター(株) 齊藤敏彦

世代の交代 —21世紀に向けて—



南埼玉郡白岡町は、農業振興策として、梨の栽培に力を入れ、近隣の蓮田市・菖蒲町等と、埼玉梨の生産地の中核になっています。しかし近年は専業農家の後継者難に、専業農家も漸次減る傾向にあります。一方白岡町の人口は昭和35年の1万5千人から現在は4万

5千人とこの37年間に3倍に増えています。特に最近3～4年の人口増が顕著で、あと数年で5万人を超えられると思われまふ。これは白岡が首都圏の50km圏と都心に近く、東北線も昔の1時間に1～2本の時代から、いまは1時間に5～6本と増発され、町内のあちこちにマンションが建ち、更に町内に東北線の新白岡駅が新設され、その周辺が開発整備され、都心に通うサラリーマン家庭が増加したことによるものです。

しかしながら、この人口増による購買層の増加を吸収すべき商店街は旧態然たるものがあり、町の有識者からはこの改善の必要性を指摘されてきました。これを受けて、白岡町の商工会は町の都市計画課等の協力の下、平成8年に7年計画の白岡町地域ビジョン策定事業をまとめました。

こうした背景の下、町の農業振興に尽力された前町長が、6期24年の任期満了を契機に勇退され、昨年11月17日、政策重点を商工業にシフトされた新町長が就任されました。この新町長の下、町に商工課も新設されるようすし、先の白岡町地域ビジョンが検討実施されれば、21世紀の白岡町はすばらしい町に変ぼうしているでしょう。

一方、法人会白岡地区会青年部の有志は、これからの情報・産業の国際化・ボーダーレス化に備えて、4年前から研修旅行の内、年1回を海外研修に当て、勉強を始めました。この人たちが町の各方面で指導者になると、21世紀には益々白岡町は近代化されるでしょう。

県税からのお知らせ

平成9年4月1日から 地方消費税が施行されます。

地方分権の推進や地域福祉の充実等を図るため、都道府県税として「地方消費税」が創設され、平成9年4月1日から施行されることになりました。

地方消費税は、消費税と同様に、国内での販売、サービスの提供及び輸入される貨物に対して課税される税で、納税義務者、非課税、免税等の範囲は、消費税と同一になっています。税率は、消費税額の25%とされており、これは消費税率に換算すると1%相当となりますので、消費税と合わせた実質の税負担率は5%となります。

地方消費税の申告納付は、国内取引については当分の間税務署に対して、また輸入取引については税関に対して、消費税の例により消費税と併せて行うこととなります。

地方消費税は、最終消費地である都道府県の収入となるよう、消費に関連する指標に基づいて都道府県間で清算が行われ、その2分の1は市町村に交付されて、都道府県や市町村の貴重な財源として身近な行政にいかされます。

詳しくは、税務課(048-830-2651)またはお近くの県税事務所までお問い合わせください。



5月は自動車税の納期です。

自動車税は、4月1日現在で所有者として登録されている方に課税されます。6月2日(月)が納期限ですので、忘れずにお近くの金融機関で納めてください。

なお、自動車税の納税通知書の左片は納税証明書用紙になっており、納付したときにこれが納税証明書になります。車検を受ける際には、この自動車税納税証明書が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

身体又は精神に障害のある方で一定の要件を満たす方のための自動車については、一人につき一台に限り、自動車税の減免が受けられる制度があります。減免を受けようとする方は、納期限(新規登録の場合は登録申請の日から30日以内)までに、自動車税事務所、同支所、県税事務所のいずれかへ申請してください。

自動車税について詳しくは、県自動車税事務所(大宮市☎048-623-0221)、同熊谷支所(☎0485-32-8011)、同所沢支所(☎0429-98-1321)、同春日部支所(☎048-763-4111)又はお近くの県税事務所へお問い合わせください。なお、住所変更についてのお問い合わせは、自動車税住所変更ガイド(24時間テープ案内☎0180-99-4048)をご利用ください。

また、軽自動車税については、各市役所・町村役場へお問い合わせください。

氾濫する情報化社会の中で
人から人に伝えたいことがある

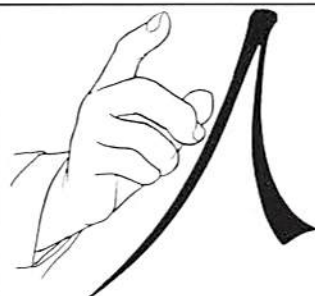
中央印刷株式会社

本社・工場 北葛飾郡杉戸町杉戸3-1-5

☎(0480)32-0045

春日部工場 埼玉県春日部市南栄町13-17
豊和会社 埼玉県浦和市仲町4-10-13

心に残る一枚の印刷を…



《厚生委員会だより》

I 朗報：法人会の大型 保障制度に新種誕生！ 『企業保障プラン5(ファイブ)』

当会では会員の皆様の保障ニーズに広くお応えするため、福利厚生事業の一環として「経営者大型総合保障制度」を提供してまいりましたが、今般、複雑化する経済・社会環境の中、これまでにない全く新しいタイプの保険『企業保障プラン5(ファイブ)』が開発されました。

『企業保障プラン5(ファイブ)』は、従来と同様の充実した保障をさらに低廉な保険料で提供できるように設計されており、高額化する経営者の保障ニーズに合致した制度です。

〈特徴〉

1. 5年ごと利差配当付定期保険を採用。
割安な保険料で、より大きな保障が得られます。
2. 高額割引制度が適用された場合、一層保険料が割安。
3. ライブ特約(5年ごと利差配当付重大疾病保障定期特約)の新設。

※詳しくは、委託会社大同生命の厚生制度推進員へお問い合わせください。

II 経営保全プランとは？

A I U 保険会社

賠償(従業員並びに第三者)・火災・爆発事故等思いがけない災害によって、一挙に資金難・経営難に…………。

このような経営の危機を防ぐ為に、各会員企業の皆様の危険にマッチした保障を「オーターメイド」で設計致します。

①従業員の危険に備えて(任意労災プラン)

貴重な企業の財産である従業員の業務災害への上乘せ財源として、地震災害も併せて巾広く保障致します。

②第三者への賠償に備えて

企業活動によって起こる様々な第三者への賠償危険(PL事故含む)を的確に把握し、対処・保障致します。

③利益の保全に備えて

火災や爆発等における休業損害や仮営業資金等を保障致します。

④財産の保全に備えて

建物・商品等企業の物的財産を評価サービス付きで保障致します。

III がん死の主因は喫煙・ 食生活・肥満

アメリカンファミリー生命保険会社

毎日2杯のアルコールを飲み続けると、乳がんになる危険性がおよそ25%高まる一。

ハーバード大学パブリックヘルス校から発表されたがんの原因と予防に関する研究リポートによると、咽頭・食道・膀胱・腎臓・膵臓の各がんの主たる原因は喫煙。体重が適正体重よりも35%以上多い女性は、胆のう・子宮けい・子宮内膜・卵巣・乳房の各がんにかかる可能性が55%高く、男性の場合も適正体重より35%以上多いと、大腸・前立腺の各がんにかかる可能性が40%高いという。

がん死の要因別シェアをみると、「タバコ」が30%、「大人になってからの食生活・肥満」がやはり30%、これに「座っている時間が長いライフスタイル」「職業的要因」「がん家系」などが各5%、「アルコール」「生殖関連要因」などが各3%、その他「環境汚染」「紫外線」「塩・食品添加物・汚染物質」などと続く。

同リポートは「アメリカのがん死の3分の2近くはタバコ、食生活、肥満、運動不足によるもの。野菜の摂取量を増やすと乳がんにかかる危険性を20%カットでき、スポーツや毎日のエクササイズが大腸がん予防につながるという強力な証拠も得られた」と語っている。

「定期総会のお知らせ」

日時 平成9年5月23日(金)午後1時30分受付開始

場所 春日部市民文化会館大会議室

第一部 記念講演

経済評論家

荒 和 雄 氏

第二部 定期総会

第三部 懇親会

会員の皆様には奮ってご参加をお願い申し上げます。

【内容説明】

テーマ 「続がんばれ同族経営」(定価300円)が全国法人会総連合より刊行されました。ベストセラーになった前著「がんばれ同族経営」に続く第二弾です。その著書の内容に添って直接講演して頂きます。

- (I)新しい世代の旗手を担う日本の同族経営の問題点
- (II)世代交代の落とし穴
(元気なうちに社長・幹部がやっておくべきこと バトンタッチ前に、後継者が行うべきこと)
- (III)地域活性化・地場産業振興の鍵は若手経営者と女性
- (IV)こうすれば解決する同族経営のトラブル
- (V)同族経営成功の方程式

「たくましく同族経営」



〈プロフィール〉

昭和11年東京生まれ。昭和34年早稲田大学第一法学部卒業。同年東京都民銀行に入行。武蔵小山、浅草、茅場町、日本橋の各支店長を経たのち、平成元年7月に独立してブレン・サービスを設立する。中小企業診断士(昭和51年度優秀診断士受賞)。荒和雄の「経営塾」を全国各地で開催するほか、金融機関、証券会社、生命保険会社、中小企業大学校、各地の商工会議所や法人会など中小企業指導団体の講師をつとめる。

また、テレビ等のコメンテーターとして活躍中。著作は110冊を超え、「金融経済」「銀行取引」「リーダースhip」「後継者問題」「サラリーマン」まで多岐分野にわたる。一部は台湾、韓国で翻訳されている。

主な著作に、『中小企業のための銀行取引のすすめ方』(日本経済新聞社)、『[図解]銀行と金融のことがわかる本』『預金者の反乱』(以上、三笠書房)、『あなたの会社はこう信用調査されている』(実業之日本社)、『小説金融再編成』(かんき出版)、『元支店長の銀行バブル物語』『メインバンクは頼りになるか』『上手な事業承継』『あなたの預金を守る100問100答』『大リストラ時代はこう生きる』(以上ダイヤモンド社)、『自分の時間のつくり方』『銀行・信金ディスクロージャーの読み方』(以上明日香出版社)など110数冊がある。

決算期別税務講習会

12月・1月及び2月決算法人を対象に、1月27～29日決算期別税務講習会を開催した。



1月29日 久喜会場 講師・小林先生

法人会で作成したテキスト『会社の決算と申告一誤りのない申告のために』を使い、講師は関東信越税理士会春日部支部の先生方に、法人税・消費税・印紙税の講義頂いた。

受講者は自分の会社の決算申告を控え、真剣に受講されていた。

今回は3月～5月の決算法人を対象に下記の通り実施致します。奮ってご参加下さい。

- | | | |
|-------|----------|-----------------------|
| 4月16日 | 久喜総合文化会館 | 【午前 9:30～
午後 1:30～ |
| 4月17日 | 岩槻市商工会館 | 【午前 9:30～
午後 1:30～ |
| 4月18日 | 春日部市商工会館 | 【午前 9:30～
午後 1:30～ |

※ご都合の良い会場へおいで下さい。

地区会アラカルト・スナップ集



岩槻地区会
新年会 H9.2.13
春日部税務署 神代第一統括官



蓮田地区会青年部会
新春研修会 H9.2.6
大同生命埼玉東支社長 島津悟氏「わかりやすい相続税」



庄和地区会
新年講演会 H9.1.29
講師・岩井勇氏 テーマ「私の履歴」



菫蒲地区会
新春講演会 H9.2.8
於・あやめ会館



宮代地区会新春講演会 H9.2.12
講師・春日部税務署神代第一統括官
テーマ「税のあれこれ」



蓮田地区会女性部会税務研修会 H9.2.19
春日部税務署 戸田第四統括官
「消費税・税務と経理の対応策」

※ タクシーのご用命は ※

白岡駅構内
昭和タクシー(有)

☎0480(92)0237